

令和8年度「全国キャリア教育・就職ガイダンス」

＜就職問題懇談会 講演＞

講演者：就職問題懇談会座長

青山学院大学長 稲積 宏誠



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



独立行政法人  
日本学生支援機構  
JASSO Japan Student Services Organization

# 就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見のとりまとめ（概要）

## 就職問題懇談会（令和7年8月22日）

### 現状と課題

#### 社会の変化

- ・世界：環境問題、市場の国際競争、AI進展 等
- ・国内：急速な少子化、労働供給不足 等

18歳人口 249万人 ▶ 106万人 ▶ 69万人  
(1966) (2024) (2042)

#### 高等教育の変化

- ・学修者本位の教育への転換
- ・大学等での学びにより、学生一人一人の能力を高める（「知の総和」（数×能力）の向上） 等

#### 就職・採用活動

- ・就職・採用活動の早期化・長期化
- ・学生の職業観、学修が不十分なまま卒業・社会へ 等

企業の採用選考開始(3月以前) 16.5% ▶ 44.2% ▶ 53.7%  
(2016) (2023) (2024)

↓  
学生が学業・研究活動等に専念することが困難

### 目指すべき将来像

世界では高等教育の学修成果を基に就職を行うことが一般的。よって少子化が進む我が国の国際競争力の向上には、高等教育における一人一人のさらなる能力の向上、すなわち学生の学びを重視した就職活動への転換が必須。

- ✓ 学生を就職活動の早期化・長期化にかき立てる現状を改善。
- ✓ 学生が自身の志や人生の目標を醸成した上で就職も含めた今後のキャリアを柔軟に選択。
- ✓ 学生が学業・研究・キャンパス課外活動に没頭する時間の確保。
- ✓ 大学等での学びを通じて、学生一人一人が成長し、社会で活躍。（我が国の産業・社会の発展に貢献）
- ✓ 志や目標を高めるため、産学協同で学生を育てる正課・課外活動を活性化。

### 今後の検討の方向性



#### 大学等における取組

- ✓ 学業・学位取得に向けて学生が達成すべき能力及びその社会的価値を社会に対して明らかにする。
- ✓ 授業時間以外の学修時間も含めた体系的なカリキュラムを構築、学生の学修時間を確保。学生が密度の濃い主体的な学修を通じて成長し、その学修成果を適切に把握・測定。
- ✓ キャンパス課外活動※の教育的位置付けを明らかにし、学業とのバランスを図る。  
※授業・実習等の科目履修以外の課外活動で大学等が認めるもの。運動部、サークル活動、留学フェア、社会連携、就職説明会等で大学が課外活動として認めるものを指す。
- ✓ 低学年次から教育課程の内外でキャリア形成支援活動を実施、学生の職業観やキャリアオーナーシップを育む。



#### 就職・採用活動の在り方

- ✓ 学期(授業)期間中は土日を含め一切の採用選考活動（企業主導のオープンカンパニー、キャリア教育、インターンシップ含む）を行わない。
- ✓ 学生が卒業・修了年次に入る直前の春休み以降の長期休業期間中に採用選考活動（面接等の個々の学生と企業との双方向の活動）を行う。
- ✓ 複数回のトラック（春・夏休み）を活用して戦略的（複数の際は採用予定枠分散・目安等の情報提供等）に行う。
- ✓ 企業は、大学等における学生の学修成果等を適切に評価。

- 現状の就職・採用活動の早期化・長期化の問題に対して強い危機感、学生の学びを尊重・重視する観点から、歯止めが必要と認識。
- 産学官が現状を共有した上でしっかりと連携し、より良い方向性に向けて意見交換と検討を行うことが必要。

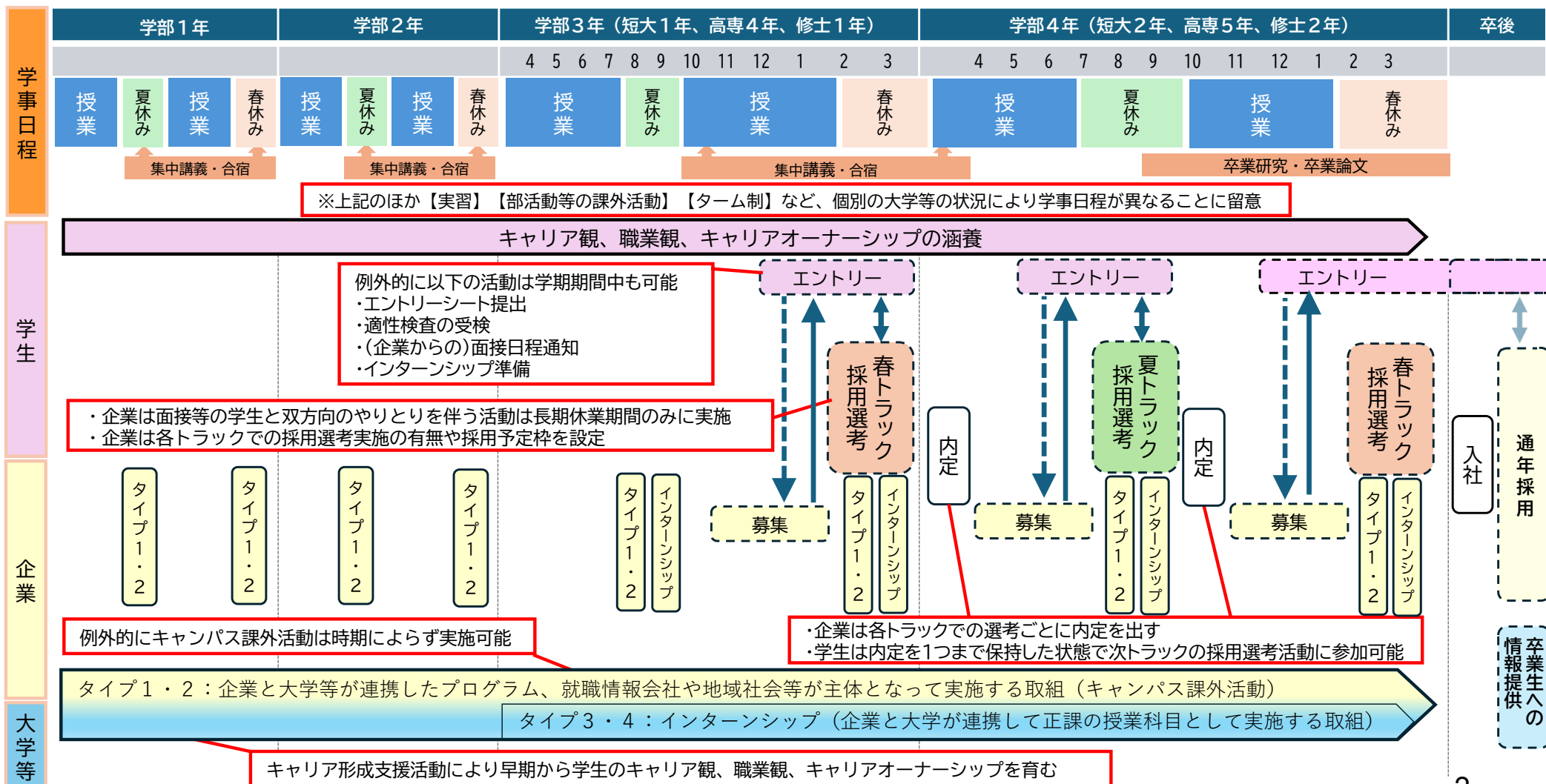
# 就職問題懇談会の意見を踏まえたイメージ（令和7年8月22日）

## 【採用・選考活動の在り方】

- ・企業は、学生の卒業・修了前年度の春休み以降の長期休業期間（3年生春休み、4年生夏休み、4年生春休み）に採用選考活動を実施する（学期期間中は土日を含め採用選考活動は行わない）。
- ・企業が独自に実施する、タイプ1（オープンカンパニー）、タイプ2（キャリア教育）、タイプ3（インターンシップ）は、長期休業期間中に実施する。

## 【学生・大学等が取り組むこと】

- ・学生は学期（授業）期間中は学業に専念する。
- ・大学等は学修を通じて育成しようとする人材像（資質・能力等）を可視化し、学生が達成すべき能力及びその社会的価値を社会に対して明らかにする。
- ・大学等は学生に対して低学年次から企業等と連携したキャリア形成支援活動を実施。



# 令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について (申合せ)

## 大学等向け申合せ

令和8年3月24日

各国公立大学長  
各公立短期大学長 殿  
各国公立高等専門学校長

就職問題懇談会座長  
伊藤公平  
(慶應義塾塾長)

「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者  
に係る就職について(申合せ)」について

我が国の持続的な発展の基盤となる人材の育成のためには、未来を担う学生の学びの充実がなければなりません。今後の急速な人口減少や予測不可能な時代に向けて、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境が大学等にあり、それを社会全体で支えていくことが必要です。特に、学生の就職・採用活動に当たっては、大学等における専門教育を含めた学びの適切な評価とともに、その活動が学生の学業に支障をきたさないよう、企業等の理解・協力を得ながら、円滑に実施することが重要です。

このような考えの下、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校(以下、「大学等」という。)関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」(以下、「申合せ」という。)を別紙のとおり定めました。申合せでは、学校教育の充実と学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため、各大学等が取り組む事項についてまとめています。

また、学生の学修環境を確保し、就職・採用活動が混乱なく実施されるようにするため、就職問題懇談会として各企業に御理解・御協力いただきたい事項を「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(企業等への要請)」としてまとめ、政府要請と合わせて、経済団体等に対して要請しています。

加えて、就職問題懇談会として、就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見をとりまとめ、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会(第9回)の場で、大学等の立場から考え方を説明したところであり、令和10年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、経済界や大学等と十分に議論を行い、見直しの検討を進めることになりました。

ついては、申合せの内容に御留意の上、各大学等におかれては、キャリア教育を含む学校教育の一層の充実と学生の学修環境が確保されるよう全教職員が連携・協力し、全学一丸となった対応をお願いします。

## 企業等への要請

令和8年3月24日

経済団体・業界団体等の長 殿

就職問題懇談会座長  
伊藤公平  
(慶應義塾塾長)

「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者  
に係る就職について(企業等への要請)」について

この度、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校(以下、「大学等」という。)関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」(以下、「申合せ」という。)を定めました。

我が国の持続的な発展の基盤となる人材の育成のためには、未来を担う学生の学びの充実がなければなりません。今後の急速な人口減少や予測不可能な時代に向けて、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境が大学等にあり、未来を拓く人材育成を企業の皆様をはじめ広く社会全体で支えることが必要です。

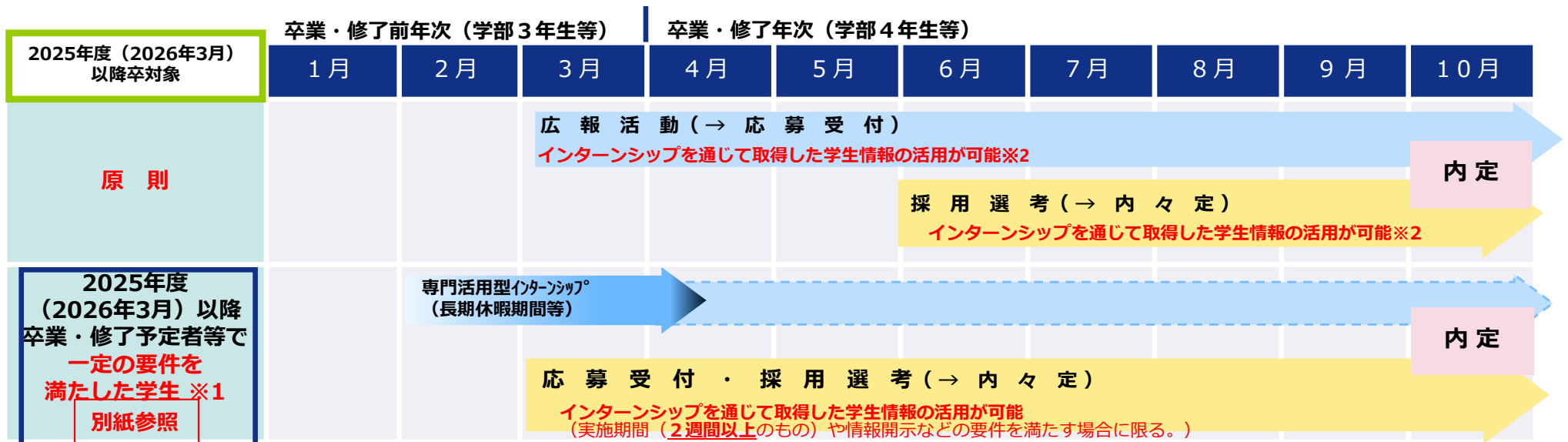
特に学生の就職・採用活動に当たっては、大学等における専門教育を含めた学びの適切な評価とともに、その活動が学業に支障をきたさないよう円滑に実施することが重要ですが、現在の就職・採用活動の早期化・長期化という問題は、学生の学業や研究活動等に専念する時間を奪い、ひいては我が国の将来にとっても損失になるものと危惧しています。大学等は、学校教育の充実と学生の学修環境の確保のために、全学的に申合せを実行する所存ですが、併せて、各企業等及び求人広告会社やその他就職支援サービス会社の皆様の御理解・御協力が不可欠です。

ついては、学生の就職・採用活動に際して御留意いただきたい事項を別紙「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(企業等への要請)」としてまとめましたので、貴団体におかれては、本趣旨を御勘案いただき、加盟企業等に対し周知いただくとともに、本要請への御理解と御協力をお願いいたします。

なお、就職問題懇談会としては、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会(第9回)の場で、現状の就職活動の課題や社会事情等を踏まえた今後の就職・採用活動の在り方について、大学等の立場から考え方を説明したところであり、令和10年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、経済界や大学等と十分に議論を行い、見直しの検討を進めることが重要と考えております。

# 就職・採用活動日程の概要

- 2027年度卒について、2026年度卒と同様、
  - ・ **広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月**の日程を原則とする。
  - ・ その上で、**タイプ3のうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年次に入る直前の春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生**については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる（プロセスの複線化）**。
- 実施期間や情報開示など、**一定の要件を満たすタイプ3のインターンシップ**で取得した学生情報は、**広報活動（3月以降）、採用選考活動（6月以降）に活用できる**。（上述のプロセスの複線化の場合、情報開示要件や実施時期要件などを満たす場合に限り、6月より前に採用選考活動に活用できる。）
- 「**オワハラ**」の防止を徹底すること、相談窓口の設置など**学生からの苦情・相談処理体制の整備や改善向上**に努めることを**要請**。



※1 2週間以上のインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生      ※2 実施期間（5日間以上のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限る。

## 【要件】

○従来と同様、広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月の日程を原則

○その上で、

・卒業・修了年次直前の学生（学部生なら4年生直前）で、

・春休み以降に、

・専門活用型インターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる。**

## 対象となるインターンシップ

**実施期間2週間以上の半分を超える日数の就業体験等の要件を満たした専門活用型インターンシップ**  
(産学協議会基準準拠マークの記載が可能)

## インターンシップ実施企業は以下の情報を開示

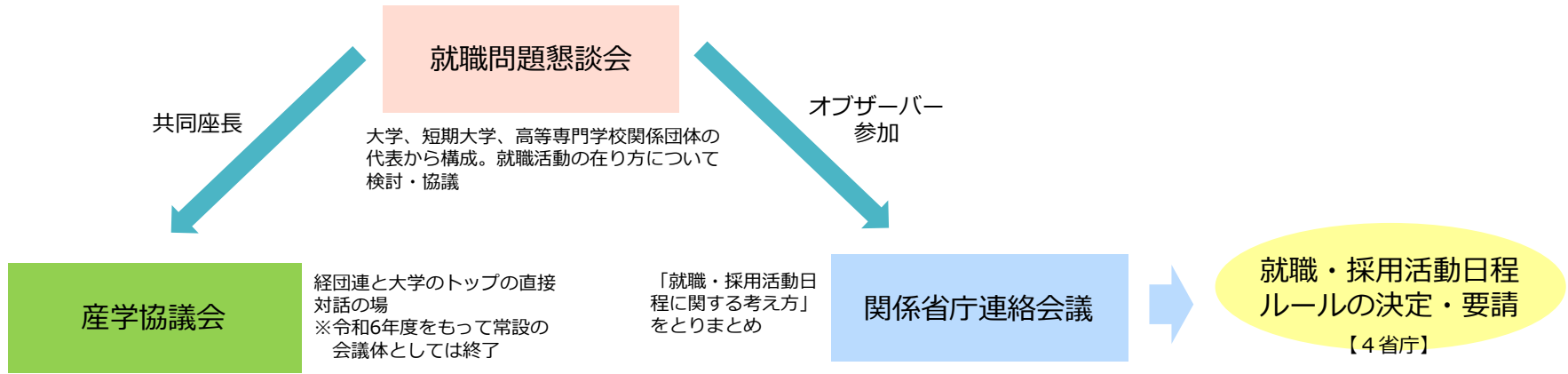
- i **インターンシップ情報**(就業体験の内容、フィードバック、実施期間等)
- ii **就業体験を行う際に学生に求める大学における学修成果水準（GPA等）や専門的能力**
- iii 参考情報として、**新卒一括採用に係る採用計画**（採用人数等）

## ○留意事項

- ・既卒学生、日本人・外国人留学生など、多様な人材に、同様のインターンシップ・採用選考の機会を設けること。
- ・就業後のキャリアパスの多様化に資するため、企業等は、採用時に、学生の専門性・能力を活かすことを考慮すること。
- ・企業等による学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆるオワハラ※等）の防止を徹底するとともに、実効性の担保のため、企業は、学生の相談窓口の設置など体制整備・改善向上に努めること。大学、ハローワークにおいても、学生からの相談に適切に対応すること。
- ・産学協議会がまとめたインターンシップの要件を満たさないものは、「インターンシップ」と呼ばないこと。

# 就職に係る各種会議について

## 各会議の関係性



## 各会議の概要

関係省庁連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正式名称「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」</li> <li>●経団連の「採用選考に関する指針」の廃止方針、就問懇の「座長声明」等を踏まえ、<b>学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう検討</b>（その上で4省庁により就職・採用活動日程ルールを決定し、経済団体等の長宛に要請）。</li> <li>●設立：2018（平成30）年10月</li> <li>●メンバー 議長：内閣官房副長官補（内政担当） 構成員：内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 文科省、厚労省、経産省の局長級 オブザーバー：経団連事務総長、<b>就職問題懇談会座長</b></li> </ul>
産学協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正式名称「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」</li> <li>●経団連による「採用選考に関する指針」策定の取りやめ（廃止）方針を契機に、Society 5.0 人材の育成に向けて、産業界が求める人材像や採用のあり方、大学教育への期待等について経団連と大学のトップが直接対話する目的で設置。</li> <li>●設立：2019（平成31）年1月 ※協議会での取組に一定の成果が得られたことから<b>令和6年度をもって常設の会議体としては発展的解消</b>。</li> <li>●メンバー 座長：日本経済団体連合会会長（産業界側）、就職問題懇談会座長（大学側） 構成員：経団連役員（副会長、審議委員会議長・同副議長）、教育・大学改革推進委員長（産業界側）、国立大学協会会長、日本私立大学団体連合会会長・副会長、公立大学協会会長他（大学側）</li> </ul>
就職問題懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学、短期大学、高等専門学校関係団体の代表から構成される組織で、<b>大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議</b></li> <li>●設立：1953（昭和28）年1月</li> <li>●メンバー 構成員：大学、短期大学、高等専門学校の国公私各団体を代表する委員計17名</li> <li>●事務局：学生支援課</li> </ul>

## これまでの経緯

1953~1996年	大学側と企業側による就職協定協議会において「 <b>就職協定</b> 」が締結。就活ルールが初めて取り決められた。
1997~2013年	経団連は「倫理憲章」、大学側は「 <b>申合せ</b> 」を相互に策定し、尊重する形に移行。
2013~2018年	経団連が「倫理憲章」に代わる「 <b>採用選考に関する指針</b> 」を策定。→ <b>2018年指針廃止</b> （2019年度卒業予定者まで指針策定済）
2018年~	指針の廃止を受け、就職問題懇談会が「 <b>座長声明</b> 」を政府宛に発表。 <b>政府は「関係省庁連絡会議」を設置。政府が経済団体等へ「要請」を発出する形へ移行。</b>
2019年	経団連は大学と経済界との継続的対話の枠組みとして「 <b>産学協議会</b> 」を設置。 <b>政府は経済団体等に2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を発出。</b>